

令和7年度「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」実施要綱

1 趣 旨

山梨の未来を担う青少年が夢と希望に満ち、心身ともに健やかにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであり、そのためには社会全体で青少年を取り巻く問題を真摯に受け止め、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要である。

急速に進行する少子高齢化をはじめ、情報化、国際化等が進み、青少年を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした変化を背景として、さまざまな被害・非行が顕在化している実情がある。

具体的には、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者から児童が受ける性被害等の増加、事情や問題を抱えた青少年がSNS等を通じて出会った者やコミュニティに居場所を求める中で巻き込まれる犯罪被害の増加及び青少年のインターネット利用時間増加に関連し、情報の不適切な受発信による犯罪やトラブルの増加等がある。また、青少年による薬物乱用や児童ポルノ事犯等の検挙人員の高水準での推移、SNS等で「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な電話詐欺や強盗等への加担も大きな社会問題となっており、青少年をめぐる問題は、被害及び非行の両面においても深刻化している。

このため、大人は一人ひとりの青少年を健やかに育むために、青少年の被害・非行防止を社会全体の責務と捉え、家庭・学校・地域・関係機関及び関係団体等が相互に連携し、社会全体が一体となった取り組みを進めることが重要である。

県では、こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）に応じ、青少年の被害・非行防止について、県民の理解を深め、行政はもとより家庭・学校・地域・関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

2 期 間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）までの1か月間

3 主 唱

山梨県青少年総合対策本部

4 参 加

各市町村青少年総合対策本部 （公財）山梨県青少年協会（青少年育成山梨県民会議）

各青少年育成市町村民会議 青少年育成関係機関 団体等

5 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

スマートフォンの普及に伴い、SNSで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害等、SNSに起因する犯罪被害に遭った児童の数は、高い水準で推移している。また、青少年のSNS等を利用する時間が増える傾向にあり、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増えることが懸念される。

このような事情に鑑み、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）及び「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）等に基づき、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、児童買春や児童ポルノ製造を始めとするこどもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（令和6年9月こども政策推進会議決定）の3つの柱である、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルール作り」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年のインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援するほか、こどもの写真や動画の投稿・ウェブサイトへの掲載については、わいせつ目的など望まれないかたちで悪用されてしまうケースもあることから、その掲載については注意・工夫するよう、保護者等に啓発を行う。

6 重点課題

（1）重点課題1 有害環境への適切な対応

児童が性的搾取を受けることがないよう、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、成年年齢は18歳に引き下げられたが、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されていることから、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 重点課題2 薬物乱用対策の推進

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校や労働関係機関・団体における薬物乱用防止教育・啓発の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻の乱用が拡大しており、青少年への更なる広がり懸念されることから、青少年、保護者、地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

また、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

さらに、一般用医薬品の過量服薬（オーバードーズ）については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、相談窓口等について周知を図る。

(3) 重点課題3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかい等の不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、電話詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担している現状に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、少年やその保護者に対し、オンラインカジノの違法性等について周知する。

盗撮事案や児童ポルノ事犯等については、犯罪行為であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進する。

このほか、万引きや自転車盗等についても同様の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

(4) 重点課題4 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)や「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所(法務少年支援センター)等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

(5) 重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている子どもが一人で悩み、苦しむことのないよう、子どもが安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用を図る。あわせて、「24時間子供SOSダイヤル」、「こどもの人権110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、重大ないじめへの対応のみならず、保護者を始めとした地域の様々な大人が関わり子どもを見守る体制を構築するため、地域と学校や警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安があれば、躊躇することなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの発信教育の推進やPTA等との連携を進める。

このほか、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、名誉毀損罪や児童ポルノ法違反等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等の心身に深刻な傷を与える行為であることを理解させるための取組を推進する。

7 留意事項

(1) 強化月間の趣旨の定着化

強化月間の実施を契機として、強化月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、県民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

強化月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって被害・非行防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定等により連絡調整を十分に行うとともに、同期間中に実施される他の青少年の被害・非行防止等に関連する強化月間等との連携に配慮する。